

■勤務条件等(令和7年4月1日現在)

○初任給 大学卒： 220,000円
短大卒： 207,400円

- ※ 初任給は、前職歴に応じて加算される場合があります。
- ※ 諸手当として扶養手当、通勤手当、住居手当、期末・勤勉手当等が支給されます。
- ※ 民間給与の動向に応じて改定される国家公務員給与に準じて給与が改定される場合があります。

○勤務時間・休暇

勤務時間 午前8時30分から午後5時15分まで
(注) 勤務場所により異なる場合があります。

休 日 土曜日・日曜日、祝日、年末年始
(注) 勤務場所により異なる場合があります。

休 暇 年次有給休暇として20日(採用年は15日)があります。
その他条例で定められた休暇があります。

■全職種共通資格要件

○地方公務員法第16条の欠格条項

(欠格条項)

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

○外国籍職員の任用に関する基準

「公権力の行使又は公の意思の形成への参画にたずさわる公務員となるためには、日本国籍を必要とする」という公務員の基本原則に基づき、朝日町においては、外国籍の職員は次のような職務につくことはできません。

1. 公権力の行使にあたる職務

「公権力の行使」にあたる職務とは、次のとおりです。

- (1) 町民に対して公益的な必要から町民の権利や自由を制限する内容を含む職務
- (2) 町民に対して義務や負担を一方的に課す内容を含む職務
- (3) 町民に対して義務の履行を強制したり、強制力をもって執行する内容を含む職務
- (4) その他公権力の行使に該当することとなる職務

※「公権力の行使」にあたる主な職務の例

占用許可、立入検査、各種許認可、改善措置命令、税の賦課・滞納処分、都市計画の決定など

2. 公の意思の形成への参画にあたる職

「公の意思の形成への参画」にあたる職とは、朝日町の行政について企画、立案、決定等の政策形成に関与する職であり、原則として専決権限を有する課長以上の職及び代決権限を有する課長補佐以上の職並びに本町の基本政策、人事及び財政等を担当する職が該当します。

外国籍職員の任用にあたっては、公務員の基本原則に抵触しない職であればつくことができます。専門的な特命事項を担当する課長級以上の相当職及び課長専決権限を全部は適用しない出先機関の長並びに課長補佐相当職以下(本町の基本政策、人事及び財政等を担当する職を除く。)の職(具体的には係長、主査)への昇任は制限されません。